

みんなで取り組む原木きのこ生産モデル事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (各地方事務所が定める日まで)

○交付申請は、各地方事務所(下記提出先)に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○申請内容が補助要件に合致していれば交付決定を通知します。
* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金において、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：事業内容の行為が完了した日
※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日を経過する日又は翌年度の3月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先

・農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課	電話0858-72-3808
・中部総合事務所農林局林業振興課	電話0858-23-3181
・西部総合事務所農林局農林業振興課	電話0859-31-9675
・西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課	電話0859-72-2007